

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

| | | | |
|------|--|------|------|
| 開催日時 | 令和3年10月14日 13時30分～14時57分 | | |
| 開催場所 | 香川労働局 第1会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| 主要議題 | 1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議） | | |
| 議事要旨 | <p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 915円 (+29円引上げ) 根拠：電気産業の状況を鑑みて、労働者のモチベーション向上に繋げたい。地賃引上げ額28円に特定最賃の優位性を上積みして29円とした。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 915円 (+29円引上げ) 根拠：現状維持。これ以上は難しいので、公益に一任する。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 904円 (+18円引上げ) 根拠：厚生労働省発表の「令和3年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」において、電気機器の賃上げ率が2.09%であることから、現行の最賃額886円に2.09%を乗じ、円未満を切り捨てて18円とした。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 909円 (+23円引上げ) 根拠：中小企業の厳しい状況を踏まえたうえで最大限配慮した。これ以上は難しいので、公益に一任する。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：+27円 時間額913円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p> | | |